事案書(■経営会議 □調整会議)

開催日:平成23年11月17日(木) 担当課:環境農政部 生活環境保全課

件 名:大和市ポイ捨て等の防止に関する条例の一部改正について

提出理由:大和市ポイ捨て等の防止に関する条例の一部改正に伴う市民意見公募手続き等を行うにあ

たり、その内容について了承を得るため

内容:

1. 背景

- ・本市では、平成22年10日1日に、ごみの散 乱のない清潔できれいなまちづくりを推進 するため、「大和市ポイ捨て等の防止に関す る条例」を制定した。
- ・条例施行後も、啓発物の設置、日常における 監視パトロール等の継続的な制度の普及・啓 発活動に取り組んでいる。その結果、市域全 般にわたり、不法投棄物の回収量が減少する など、以前に比べてごみの投棄に関する実態 が改善され、市民等のポイ捨て等の防止への 意識が高まってきている。
- ・しかしながら、駅周辺をはじめとする一部の 地域でのごみの散乱や街路周辺用地への犬 のふんの放置が見られるなど、ポイ捨て等の 禁止行為が徹底されていない状況にあり、多 くの市民から条例の実効性の確保に関する 様々な意見が寄せられている。
- ・このような状況を受け、本条例について、本 市にふさわしく、より効果的な対策となるよ う現条例の改正を検討するもの。

2. 基本的な考え方

・ごみの投棄防止に関する法令、近隣自治体の 同様な条例との整合を図りながら、ポイ捨て 等の禁止行為の違反者に対する罰則を新た に規定し、抑止効果を活かすことで、条例の より一層の普及啓発を推進する。

経 過

H22.10.1 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例 施行(罰則規定無)

H23.1.1 同条例第10条の「公表」規定施行

3. 条例改正の概要

(1)事業者の責務

・条例第5条第2項の自動販売機により容器 入り飲料等を販売するものの回収容器の 併設と適正な管理に関する規定を削除す る。

(2)公表

・条例第 10 条の「ポイ捨て等の禁止行為の違 反者が是正の勧告を受け、これに従わない 場合の公表」に関する規定を削除する。

(3)表彰

・条例第 11 条の「市長は、この条例の目的に 寄与したと認められる活動をした市民等 及び事業者の表彰」に関する規定を削除す る。

(4) 罰則

・ポイ捨て等の禁止行為の違反者が市から勧告を受け、これに従わない場合、新たに市から勧告に従うよう命じ、命令にも従わない場合には、罰則として2万円以下の罰金の適用を規定する。

(5)条例改正の時期

- ・条例改正案については、平成24年6月に 市議会への提案を予定する。
- ・罰則については、平成24年7月1日施行6ヶ月後から適用する。

今後の予定

H23.12~ 市民意見公募手続き及び意見交換会

の実施

H24.2~5 横浜地方検察庁と協議

H24.6 議案上程

H24.7.1 改正条例施行

H25.1.1 罰則の適用